

宣告日 令和6年11月19日

事件番号 令和6年(わ)第241号

事件名 加重収賄、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売入札妨害被告事件

主 文

被告人を懲役2年6月に処する。

この裁判確定の日から4年間その刑の執行を猶予する。

被告人から100万円を追徴する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、岐阜県A町長（当時）として、同町を統括してこれを代表し、同町が執行する入札、契約の締結等の事務を管理、執行するなどの職務に従事していたものであるが、令和4年2月14日、同町（住所省略）被告人方において、B株式会社代表取締役であるCから、同町が令和4年度に発注する予定の工事の指名競争入札において、Bが有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されることを知りながら、現金100万円の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を收受し、よって、

- 1 同年5月30日に同町が執行した庁舎空調設備整備工事に係る指名競争入札に関し、上記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同町の指名競争入札に参加する業者の選定や等級格付について必要な事項を定めた同町建設工事指名競争入札参加者選定要領等によれば同工事の入札に参加するための等級格付には総合点数が足りないBを、同入札に参加させようと考え、同月16日、同町役場において、D副町長（当時）らをして、Bの総合点数を水増しして同入札に参加できる総合点数及び等級格付にす

るとともに、同町指名競争入札者審査委員会が選定していた指名業者1社の代わりにBを指名業者とし、よって同月30日、同町役場で執行された上記入札でBに応札させ、もって当該入札等の公正を害すべき行為を行い、

2 同年7月12日に同町が執行したE保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、上記の町長としての職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、Bに同工事を落札させようと考え、Cと共謀の上、同月1日、同町役場において、Cに対し、電話により口頭で、上記入札に関する秘密事項である指名業者の名前を教示し、よって同月12日、同町役場で執行された上記入札でBに落札させ、もって入札等に関する秘密を教示するとともに、偽計を用いて、公の入札等で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行い、

もって職務上不正な行為をした。

【証拠の標目】(省略)

【法令の適用】(省略)

【量刑の理由】

本件は、A町長であった被告人が、同町が発注する工事の受注等を期待する業者の代表者から現金100万円の賄賂を収受した上、同町の2つの工事の指名競争入札について、その公正を害する不正な行為をした事案である。

収受した賄賂の額はそれ自体としては大きい。大きな権限を有する町長の立場を悪用し、判示1の入札では、本来は指名基準すら満たさない上記業者を指名業者として応札させ、同2の入札では、重要な秘密事項である指名業者名を教示して、上記業者が他の指名業者らとの間で談合し、高値で落札するに至らせたのであって、不正行為の内容も悪質である。本件によって、公務員の職務や公契約の公正と、これらに対する社会の信頼は、大きく害されたというべきである。被告人は、自ら積極的に賄賂を求めたわけではなく、手土産を受け取った後で中の現金に気付いたという事情はあるが、それを返すことなく安易に手にしたばかりか、悪質な不正行為

を重ねているのであるし、上記代表者との間で商品券をもらうなどの不明朗な関係を続けていた中、本件に至ったという経緯等も考慮すると、上記の事情にも酌む余地は乏しい。

以上によれば、被告人の刑事責任は軽視できないが、同種事案の量刑傾向を踏まえた上、被告人は前科がなく、事実を認めて反省の態度を示しているなどの事情も併せ考慮すると、被告人を主文の懲役刑に処した上、その執行を猶予するのが相当である。

(求刑 懲役2年6月、主文同旨の追徴)

令和6年11月19日

岐阜地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 平 手 一 男

裁判官 田 中 香 里

裁判官 大 崎 敦 生